

様式第7号（第9条関係）

19 静生市市第 1878 号

平成 19 年 10 月 4 日

特定非営利活動法人 人形劇プロジェクト稲むらの火
代表理事 笠原 英男 様

静岡市長 小嶋 善吉 印
(生活文化局市民生活部市民生活課)



定款の変更の認証について

平成 19 年 7 月 6 日付で申請のあった特定非営利活動法人人形劇プロジェクト稲むらの火の定款の変更は、特定非営利活動促進法第 25 条第 5 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により認証します。



様式第4号 (第7条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

定 款 変 更 認 証 申 請 書

平成19年 7月 6 日

静岡市長 小嶋善吉 様

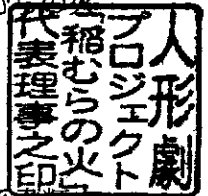
主たる事務所の所在地 富士宮市宮町12番地の3

名 称 特定非営利活動法人

人形劇プロジェクト 稲むらの火

代 表 者 氏 名 笠原 英男

電 話 番 号 054-251-7100



特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 変更の内容

変 更 前	変 更 後
<p>(____ 部、変更箇所)</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>富士宮市宮町12番地の3</u>に置く。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>特定非営利活動に係る事業</u></p> <p>① 人形劇「稲むらの火」などの公演事業</p> <p>② 地震、津波、噴火等の防災に係わる教育 宣伝・講演事業</p> <p>③ 会報及び出版物の発行事業</p> <p>④ その他上記に付随する一切の事業</p> <p>(2) <u>その他の事業</u></p> <p>① 物品販売業</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<div data-bbox="1268 972 1508 1198" style="text-align: right;"> </div> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>静岡市清水区春日一丁目7番43号</u>に置く。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の<u>特定非営利活動に係る</u>事業を行う。</p> <p>(1) 人形劇「稲むらの火」などの公演事業</p> <p>(2) 地震、津波、噴火等の防災に係わる教育 宣伝・講演事業</p> <p>(3) 「<u>稲むらの火</u>」などの<u>防災逸話・防災ア</u> <u>ートなどの普及に係わる事業若しくは</u> <u>普及に係わる事業への支援事業</u></p> <p>(4) 会報及び出版物の発行事業</p> <p>(5) その他上記に付随する一切の事業</p> <div data-bbox="1189 1915 1428 2139" style="text-align: right;"> </div>

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。 /

(1) 正会員 /

この法人の目的に賛同して、特定非営利活動法人の経営に参画するため、入会した個人 /

(2) 賛助会員 /

この法人の事業に賛同して、賛助するために入会した個人または団体 /

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産会計の2種とする。 /

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。 /

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。 /

(1) 正会員 /

この法人の目的に賛同して、その事業若しくは活動に参画するため、入会した個人 /

(2) 賛助会員 /

この法人の事業に賛同して、賛助するために入会した個人または団体 /

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。 /

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。 /

附 則

この定款の変更は、定款変更の認証を受けた日から施行する。

2 変更の理由

第2条 (事務所) については、事務を行う会員に移動があったため。 /

第5条 (事業) については、現状特定非営利活動に係わる事業以外は行っておらず、また、今後行う見込みもないため、旧第2号及び旧第2項を削除。あわせて、旧第1号の特定非営利活動に係わる事業について、第3条 (目的) と整合させるため改定する。 /

第6条 (会員) については、本会の活動の目的と実態及び会員の意識の実態に即して改正する。 /

第41条 (資産の区分) 及び第44条 (会計の区分) については、第5条の改正に伴い改正する。 /

(関係書類)

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款
- 3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 4 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

- 5 役員名簿
- 6 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は特定非営利活動促進法第35条第1項の合併の時の財産目録）

(注) 1 代表者の氏名は、記名押印又は署名すること。

2 関係書類のうち2から5までの書類については、副本1部を併せて提出すること。

3 関係書類のうち3及び4の書類については、当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合に添付すること。

4 関係書類のうち5から7までの書類については、所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合に添付すること。